

浜松市緑政課で取扱う許認可事務に関する処理期間制定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市行政手続条例(平成8年浜松市条例第69号)第5条の規定に基づき、緑政課で取扱う許認可事務に要する標準的な処理期間を定める。

(標準処理期間)

第2条 次の各号に掲げる許認可事務に要する標準的な処理時間は、書類が申請されていた日から起算して、14日以内とする。

- (1) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定に基づく生産緑地地区内における行為の許可
- (2) 都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「都市緑地法」という。)第14条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区内における行為の許可
- (3) 都市緑地法第45条第4項及び第54条第1項の規定に基づく緑地協定締結の認可
- (4) 都市緑地法第48条第1項の規定に基づく緑地協定変更の認可
- (5) 都市緑地法第52条第1項の規定に基づく緑地協定廃止の認可
- (6) 都市緑地法第60条第1項の規定による緑化施設整備計画の認定
- (7) 都市緑地法第62条の規定による緑化施設整備計画の変更の認定
- (8) 景観法(平成16年法律第110号)第31条第1項の規定に基づく景観重要樹木の現状変更の許可
- (9) 浜松市風致地区条例(平成18年浜松市条例第128号。以下「条例」という。)第2条1項の規定に基づく風致地区内における行為の許可
- (10) 条例第7条1項の規定に基づく許可事項の変更の許可
- (11) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項及び静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)の規定に基づく自然公園内行為における行為の許可。ただし、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)第2条の規定に基づき、市が処理することとされた国定公園及び静岡県立自然公園内における行為の許可等に係る事務に限る。
- (12) 浜松市市民農園条例(平成20年市条例第3号)第8条に基づく市民農園の利用の許可

2 前項に定める処理期間には、次の各号にあげる期間は算入しないものとする。

- (1) 提出のあった申請書の記載事項、添付書類等申請書類の不備に対する補正に要する期間
- (2) 申請のあった行為について、その許可又は不許可の判断を行うにあたって、申請者に対し説明を求め又は書類等の提出を求めた場合において、申請者が当該説明を行い又は書類等を提出し若しくは提出できない旨の理由を明らかにして述べるまでに要する期間

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。